

寄稿論文

キリシタン禁令とプロテスタント 100 年
ベッテルハイムから敗戦まで

山口陽一

はじめに

プロテスタントの日本宣教は、300年にわたってキリスト教邪教観を植えつけられ、耶蘇教を国害として敵視する人々に対して開始された。それゆえに日本プロテスタント教会史は、キリシタン禁制史との関係を抜きに語るができない。幕藩体制国家は宗教を統治に利用して重層的な共同体規制を行ない、檀家により家を、神社により村を、忠孝道德により幕藩体制を維持していた。この共同体規制は近代の天皇制に包摂され、プロテスタントはその出発の時点から、これと対峙することを余儀なくされたのである。小論においては、日本プロテスタント史を、日本人の精神に染み付いたキリスト教邪教観あるいは天皇制との相克として、「教会と国家」の観点から考察する。

また、日本宣教の起点を、開国に伴う宣教師来日の 1859 年ではなく、ベッテルハイムが琉球伝道を開始した 1846 年とする。これにより、キリスト教を弾圧してきた「日本」に対する宣教と日本における教会形成の課題を明らかにし、沖縄の教会と共に宣教 200 年に向うこれからの日本宣教を考えたい。ベッテルハイムの琉球伝道から 100 年の後、日本は悲劇的な敗戦を経験する。

Ⅰ. 前史としてのキリシタン禁制史

ザビエルが天皇の許可を得て日本布教を進めようとしたことはよく知られている。しかし、これは実現せず、やがて G・ヴィレラは、1560（永禄 3）年、將軍足利義輝から最初の布教許可を得ることになる。ところが、やがて義輝は討たれ、1565 年、正親町天皇の綸旨により宣教師は京都追放となった。背後には公家で熱烈な法華宗徒の竹内季治らの策謀があった¹。旧勢力の天皇や公家は反キリシタンであり、これら旧勢力の排除を政治課題とした織豊政権がキリシタンを利用するという図式が生まれた。ところが九州を制圧して統一権者となった豊臣秀吉は 1587 年、「バテレン追放令」によるキリシタン統制を開始する。その大義名分は「神国日本」であった²。

徳川幕府は 1614 年にキリシタン禁制を布き、1639 年にはポルトガル船の来航を禁止して鎖国体制を完成させる。キリシタン禁令の及ぶところを「神国日本」とするなら、それは 1636 年に琉球³、1639 年に松前⁴、アイヌモシリにも 1799 年⁵に拡大された。井上筑後守政重が宗門改役を退任した 1658 年頃には、キリシタンの摘発と殲滅は終わり、その後の禁制は人民統制の梃子として用いられた。宗門改役が一万石以上の諸藩に設置されたのは 1664 年、宗門改帳の

¹ 村井早苗『天皇とキリシタン禁制—「キリシタンの世紀」における権力闘争の構図—』雄山閣、2000 年

² 五野井隆史によればこの時点での「神」は伊勢神道の神であったと思われる（『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、2002 年、263 頁）。佐藤弘夫は「神国」観の大きな変遷を論じ、秀吉と家康の神国観は、中世以来の本地垂迹説に基づくものの、その他界的性格は退き、現世の君臣秩序を支える根拠としての神国という性格に変わったという（『神国日本』ちくま新書、2006 年）。

³ 幕府の禁教令以後、宣教師の琉球渡航が始まり、琉球における禁令は鎖国と同時期に開始される。これは薩摩藩の命により琉球で宗門改めが行われた年である。

⁴ 松前藩での布教は幕府の禁令以後に本格化し、この年に 106 人が処刑されるまで禁教は実施されなかった。

⁵ 松前藩の禁令はアイヌの人々には及ばなかった。ロシアの南下に伴う正教の普及に対し、蝦夷地の幕領化が図られ、同時にキリシタン禁制が初めて布かれた。

制度化は 1671 年、寺請制度の全国実施は 1673 年であり⁶、これはキリシタンがすべて棄教させられた後のことであった。

1614 年から 243 年を経た 1857 年、修好通商条約の締結をめざす T・ハリスは、江戸で初めて米国聖公会の祈祷書を読んで礼拝をささげ、次のような感慨を認めた。

「二百三十年前に、国内でキリスト教の聖式を行う者は、誰でも死刑に処するという法令が日本で発布された。その法令が今なお実施されているにも拘らず、私は今、ここで、大胆に、そして公然と、日本の法令が厳禁している行為をしている。この刑罰から私を保護するものは何か。それは、ただアメリカという名前である」⁷

Ⅱ. 日本プロテスタント宣教の起点

日本プロテスタント史は、日米修好通商条約によって宣教師が来日した 1859 年から始まったと考えられている⁸。開国は近代日本の夜明けであり、居留地における信教の自由によって、日本におけるプロテスタント宣教が本格的に開始されたことは間違いない。

しかし、これより 13 年前の 1846 年、英国海軍琉球伝道会から琉球に派遣された宣教医ベッテルハイム家族がいた⁹。明治政府の琉球処分（1872 年の琉球藩、1879 年の沖縄県設置）以前、琉球王国は中国の冊封体制と薩摩の支配（1609 年以降）の下にあり、アヘン戦争（1840～42 年）に敗れた中国への宣教の一環としての伝道が活発化したのである¹⁰。ところが、ベッテルハイムの伝道は度

⁶ 宗門改役、宗門改帳、寺請制度の制度化の年は、五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館、1990 年）による。

⁷ 坂田精一訳『ハリス日本滞在記』（下）岩波文庫、1954 年。1857 年 12 月 6 日、日曜日

⁸ 日本プロテスタント史の初期の歴史記述は、フルベッキ、山本秀煌、佐波巨らによりなされた。それは横浜バンド史観と言える。

⁹ ベッテルハイムは英国国教会から按手を受けた宣教師ではない。ゆえに『日本聖公会百年史』は、彼の伝道をもって日本宣教の開始とはしていない。

¹⁰ 琉球王国の独立性を尊重する立場から、これは琉球伝道であって日本伝道ではな

重なる妨害を受けることになる。彼の伝道を妨げたのは、薩摩藩による 1636 年以後のキリシタン禁令だった¹¹。この点を重視すると、日本プロテスタント宣教の起点を 1846 年とする視野が開けてくる。これはキリシタン禁令を祖法とする幕藩体制の下にある人々へのプロテスタントによる最初の伝道であり、キリシタン禁制を掲げる「日本」への最初の挑戦であった。

ベッテルハイムは 1846 年から 1854 年まで、足掛け 9 年琉球に滞在し、琉球生まれの次女にはナンシー・ルーチュー（琉球）と名づけ、医療活動を行ない、聖書を翻訳し、その伝道によって 40 人あまりの求道者を生み出した。崎浜秀能は、イエスを信じたゆえに拘束され、親戚から棄教を強要される。彼の死がベッテルハイムに知らされたのは 1851 年 3 月 13 日であった。彼は日本プロテスタント最初の殉教者の可能性がある。1853 年 4 月 10 日、ベッテルハイムは一人の男性に洗礼を約束し、5 月 22 日には長嶺という箆職人に最近洗礼を授けたと記している。そして 7 月 11 日の書簡では、那覇で三人、首里で一人に洗礼を授けたことが報告されている。使用人崎浜の他、筵屋と草履屋の職人で通訳の新垣、宮里、富村、名嘉という信者の名が知られている。幕藩体制の一翼を担う薩摩藩のキリシタン禁制下で、こうした伝道をなし得た背後には、日本、英国、中国の微妙な力関係があった。ベッテルハイムの伝道の詳細を明らかにした照屋善彦は言う。

「ベッテルハイムとその家族の琉球滞在は、単に琉球という、一地域の問題を越えて、一気に国際的問題の様相を呈し始めるのである。ひとりの宣教師の問題が、世界の三大都市、江戸、北京、倫敦を議論の渦に巻き込んでいったの

いということはある。琉球は、言葉も文化も、20 世紀に日本への同化が進むまで独自性を有していた。

¹¹ 村井早苗は、薩摩藩によるキリシタン禁制は毎年の宗門改と不定期の手札改の併用、宗門改に寺請制が介在しないなど特異であり、幕藩制国家のキリシタン禁制が及んだのではなく、あくまでも薩摩藩によるキリシタン禁制が実施されたのではないだろうか、とし、キリシタン禁制の側からみると、琉球は幕藩制国家の体制外にあったといえよう、と言っている（『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、2007 年、183 頁）。この厳密な研究を尊重するものの、薩摩藩も幕藩体制の下にあったのであるから、大局的に見て琉球王国は幕藩体制のキリシタン禁制の下にあったと言い得る。

だった」¹²。

ベッテルハイムは 1854 年に琉球を去るが、英国海軍琉球伝道会は後任としてモートンを立て、1855 年 10 月まで活動を継続した。モートンは、もとロンドン・ミッション宣教師で、香港の主教スミスから英国国教会の聖職として按手を受け、琉球に赴任した¹³。英国海軍琉球伝道会は、創立者クリフォードの死によって 1861 年に解散したものの、二人の宣教師による足掛け 10 年に及ぶ伝道であった¹⁴。ベッテルハイムの聖書翻訳は、1855 年のルカ・ヨハネ福音書、使徒の働き、ローマ人への手紙の琉球語訳（片仮名）に結実する。しかし、これが日本本土で役立つことを知った彼は、ルカ福音書の漢和対訳（1858 年）、日本語訳（平仮名）のルカ・ヨハネ福音書、使徒の働き（1873～74 年）を作っている。ちなみに、ペリー艦隊の水兵 J・ゴープルは、琉球で会ったベッテルハイムに啓発され、後に宣教師として来日し、聖書翻訳にもあたっている。

1909 年の「開教五十年」の折、ベッテルハイムは知られていたが、これが日本宣教の始まりとは考えられず¹⁵、宣教百年の折には、沖縄は米国の占領下にあった（1945～1972 年）。その意味でも、今回は日本プロテスタント宣教の起点を見直す機会であろう。沖縄には現在 200 を超える教会・伝道所が存在し、日本伝道に力を合わせているのである¹⁶。

¹² 照屋善彦著、山口栄鉄・新川右好訳『英宣教師ベッテルハイム 琉球伝道の九年間』人文書院、2004 年

¹³ 日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』1959 年

¹⁴ 英国海軍琉球伝道会の伝道は途絶したが、資金 654 ポンドは、イギリス教会宣教会（CMS）に託され、1869 年の G・エンソル来日となる（『日本聖公会百年史』）。また、36 年後に沖縄伝道の必要性を気づかせたのは、1890 年、世界旅行の途中神戸に立ち寄ったスコットランド人のアラン夫人であった。彼女はベッテルハイムの支援者であり、アメリカ・バプテスト教会宣教師 R・A・タムソンに沖縄伝道のための援助を申し出たのである。

¹⁵ 小崎弘道「五十年の回顧」『開教五十年記念講演集』1910 年

¹⁶ 『クリスチャン情報ブック 2008』（クリスチャン新聞、2007 年）によれば、沖縄の教会・伝道所は 212 である。

Ⅲ. 日本基督公会における「教会と国家」

1872年3月10日、日本人を信徒とする最初のプロテスタント教会として設立されたのが日本基督公会である¹⁷。1874年9月には静岡の賤機舎で元幕臣11人がカナダ・メソヂストのマクドナルドから受洗、1876年1月には熊本洋学校の学生35名が奉教趣意書に署名、1877年3月には札幌農学校の一期生がCovenant of believers in Jesusに署名した。このように横浜以外では英学校が信仰表白の舞台となっている。ここでは、最も堅実な教会形成をした横浜公会に焦点をあて、日本プロテスタントにおける教会と国家の問題を扱うことにする。

この教会では「公会定規」(1872年4月13日)から、「公会規則」(1872年秋頃)を経て「日本基督公会条例」(1874年4月)という教会規則が定められる。「日本基督公会条例」の信仰諸則は、1846年にロンドンで設立されたThe Evangelical Alliance(万国福音同盟会)の信仰九ヶ条の援用であり、第二条例(公会基礎)はこの教会の性格をよく表している。

¹⁷ 1858年の日米修好通商条約により、居留地における信教の自由が認められると、翌1859年から宣教師来日が始まる。11月13日ヘボンに住居成仏寺で礼拝が開始された。1861年にはThe Evangelical Alliance(万国福音同盟会)の初週祈祷会が始まる。1862年には日本における最初のプロテスタント教会であるクライスト・チャーチ(英国国教会)が、1863年2月18日には改革派に関係するユニオン・チャーチが設立された。1864年に徳川幕府から得た居留地167番の土地(755坪)に、ブラウンとバラが小会堂を建てたのは1871年5月。すでにバラは1865年11月5日、矢野元隆に洗礼を授け、1866年8月の第一主日から米領事館内の自宅で日本語礼拝を始めていた。

1872年2月9日(旧暦1月1日)、篠崎桂之助の申し出により、この小会堂において日本人の初週祈祷会が始まり、3月10日、日本人を信徒とする最初のプロテスタント教会として横浜公会が設立された。篠崎桂之助、押川方義、吉田信好、竹尾忠男、安藤劉太郎(課者)、櫛部漸、佐藤一雄、戸波捨男、大坪誠之助の九名が受洗、すでに受洗していた小川義綏、仁村守三(課者)を加え11名をもつての発足、小川が長老、竹尾が執事に選ばれた。以後、杉山孫六・熊野雄七(4月28日)、本多庸一・北原義道(6月9日)、奥野昌綱(8月4日)、井深梶之助(1873年1月5日)、植村正久(5月4日)、安川亨(8月)らが洗礼を受け、1873年末の会員数は75人(内小児13)となる。米国和蘭改革派教会(Reformed Church in America)に属する最初の日本人教会であった。

「我輩ノ公会ハ、宗派ニ属セズ、唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ、単ニ聖書ヲ標準トシ、是ヲ信ジ、是ヲ勉ル者ハ、皆是キリストノ僕、我儕ノ兄弟ナレバ、会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ、是故ニ此会ヲ日本国基督公会ト称ス」¹⁸

「宗派ニ属セズ、唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ、単ニ聖書ヲ標準トシ」は一つのことを言っている。それは米国和蘭改革派教会という歴史的教会に連ならないという意味であり、無教派主義である。「是ヲ信ジ、是ヲ勉ル者ハ、皆是キリストノ僕、我儕ノ兄弟ナレバ、会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ」は、The Evangelical Allianceの精神である。無教派で全世界の信者と親愛するこの会を「日本国基督公会」と称したと言う。教派から自由な個々の信徒が世界中におり、その一家に連なるものとして日本国基督公会を設立したというのである。

宣教師たちに宛てた日本横浜東京耶蘇公会総会名の意見書が、1874年1月16日付で送られたが、その元となった篠崎桂之助の意見書には以下のようにある。

「我輩今宗派ヨリ独立ナル会ヲ立ルハ主ノ意此ニ在ヤ否ヤヲ疑ハズ必在ト思フ蓋シ上ハ聖經ニ協ヒ次ニハ国ニ宜シケレバナリ」¹⁹

篠崎は、公会の教派からの独立は主のみこころにかない、国に宜しいと考えた。ここに日本基督公会、ひいては日本プロテスタント教会の「無教派の国民教会」志向を見ることができる。

横浜公会最初の受洗者の一人安藤劉太郎は、本願寺の僧侶猶龍で本名を関信三という課者だった。彼らは太政官から派遣され、1871年12月から1873年4月にかけて各地の教会に潜入し克明な報告をした。安藤は「公会定規」(1872年4月13日)に加えられなかった三条を次のように伝えている。

「此度設ケタル教会規則ニ左ノ三条ヲ加フヘキノ説アリ然レドモ会外ノ責ヲ怖ルルモノアリ遂ニ其論一定セズ併シ入宗ノ徒ハ永ク心ニ誓テ此等ノ条ヲ固守スヘキハ勿論ノ宗規ト教師モ常ニ論スル処ナリ」

¹⁸ 日本基督教会歴史編纂委員会『日本基督教会歴史資料集』(三)1976年

¹⁹ 佐波巨編『植村正久とその時代』第二巻、1938年、209～210頁